

も添へられけり。此組の人々には、梅原彌左衛門・木村民部尉・門屋助右衛門・寺林半左衛門・新國上總守等馳向ふ。根曾利には、姉帶軍始まると聞きて、後詰せんとや思ひけん、根曾利彌左衛門大將にて、其勢五百計りにて、姉帶へ打つて懸る所を、寄手の軍勢、中途にて行遭ひたり。叶はじとや思ひけん、夫より取つて返し、根曾利の城に楯籠る。寄手は、遁れぬ所ぞ、尋常に討死せよやと喚き叫んで、一足も退かず、爰を先途と戰ひけり。寄手大勢なれば、討てども切れども事ともせず、乘越え乗越え攻上れば、一二の木戸を打破り、詰の城迄入りけり。爰に寄手の方より、門屋助右衛門子息生年十八歳と名乗りて、一番に乘入り、能き首を取つて、本陣に引返す。田丸中務が侍に、田丸市兵衛といふ者、同城中へ駆入り、敵數多討取りしが、多勢の中へ取籠められ、比類なき勵して、名を討死の跡に留む。之を始め、我もくと攻入る。城内の者共、心は猛く思へども、多勢に無勢の悲しさは、終に本陣をも攻破られ、或は手負ひ討死し、四角八方へ、逃散る者多かりけり。其日の未の刻には、根曾利の城も没落す。根曾利・姉帶二箇所の城、落居しければ、一戸城、雲霞の

根曾利城  
陥る

一戸城自焚

波打峠を守備す政實

大勢に恐れて、城に火を懸けて自焼して、九戸の本陣へ引退く。

## 波打峠の軍勢九戸へ引退く事

明くれば八月廿四日、九戸今福岡迄平の本城二戸へ押寄する。其日の先手は、蒲生左門郷可を始として、皆後備の衆なり。是れ昨日の合戦に、先手衆根曾利姉帶の草臥休息の爲にして、皆後備に入替る。九戸左近將監政實は、兼て家子郎等を集め評定せられけるは、上方勢何十萬騎にて寄せ來るとも、波打峠に鐵炮を懸け置き、持堅めたらんに、などか此城下へ、敵の足を入立てん、急ぎ馳向ひて敵を追返すべしとて、家從の人々を差向けらる。先づ政實の舍弟九郎實親、一門には久慈備前守・大里修理介、郎従には工藤右馬助・島森安藝・同主膳を始として、其勢五百餘騎、波打峠に逆茂木を引き、大石を取集め、弓鐵炮を揃へて、敵を遅しと待懸けたり。此波打・長根といへるは、一戸と二戸の間の關所なり。山鳥一片の白雲嶺を埋め、谷深百丈の清岸に峙てり、石徑斜にして登跡、羊觴の峻林巒暗うして馬蹄踏斷猿の聲。抑

之を波打といへるは、絶頂の左右に巖多く、貝殻を含めり。天地開闢の始、波打越えて此山生ずるにやと、名付けて波打峠と號す。斯る絶險の地にして、一騎打の難所なれば、一夫怒つて戈を揚ぐれば、萬兵過ぐる事能はず。寶口函谷關ともいひつべし。誠に此所へ、案内知らざる上方勢、向ひたるものならば、殆ど難儀たるべき所に、信直は九戸追討の爲め、氏郷・長政等御下向の由聞召し、御迎の使者として、北左衛門佐信愛を、不來方こちかた今云森岡事なり迄差遣され、人々に御禮申されける。則ち彈正少弼、九戸への路筋、所々の案内を御尋ありければ、信愛畏りて申上げけるは、九戸へ参る路、敵城より一里計り此方に、波打と申して大切所御座候。是へ御勢を向けられん事、いかゞに候。九戸が勢共、山の半腹より長根迄、段々逆茂木を曳き、切所を當てゝ待懸け居候。一騎打の難所にて、御勢賦も中々難なる所にて候へば、一戸より妻手に付きて、山の麓傳ひに、九戸が城の上直うへぢきに、御勢を向けられ然るべしと申されければ、諸大將、何れも尤と仰せらる。長政宣ひけるは、其儀ならば、能く案内を知りたる者一人、差置き候へと仰せられければ、信愛畏るとして、中野修理亮を語らひ、

長政の御陣に残し置きて、左衛門佐は歸られける。此修理亮は、九戸政實が舍弟なれど、信直へ無二の忠節にて、不來方の中野館に置かれしかば、此度の騒動に、志波・岩手兩郡の軍勢を催し、修理亮に馳参るべしと仰せけれども、諸勢催促に隨はざりければ、修理亮力及ばず延引しけるを、信直・修理は政實が弟たる故に依つて、定めて城中へ組み申す心もあらんと、御疑候はんと、修理亮、此度上方勢の前後に交り、是迄馳参りけるに、信愛に會ひて、信直へ二心無<sub>レ</sub>之趣申上ぐるに依つて、九戸案内にも留められけり。斯りしかば寄手の大勢、波打坂へは登らず、波打を大勢を以て押へ、直に本道より西の方、とこへの觀音の山中を通りける。誠に大軍に切所なしとは、今こそ思ひ〔脱字〕或は木の根に取付き巖を傳ひ、險嶺絶壁ともいはず馳通る。氏郷の總軍勢押行けば、淺野長政の勢、秀次の御先手堀尾帶刀吉晴の勢、其次に家康公の御先手井伊兵部直政の勢も、續いてこそ押しにけれ。又秀吉公の命に依つて、出羽國より仙北の大守小野寺遠江守義道・秋田城之介實季・仁賀保兵庫頭勝利等、鹿角郡へ打出で、淨法寺より押寄する。又最上義光の名代最上豊前守都合二萬餘

騎・津輕右京大夫爲信・松前志摩守等、信直へ加勢として、五戸より相詰められ、上使の下知を待ち居たり。中にも松前志摩守は、毒矢射させん爲め、蝦夷餘多連れ來る。其體深目長鬚髮に、事柄誠に物々しくぞ見えたりける。扱又始め波打・長根に控へ居たる九戸勢、今や／＼と相待つ處に、敵一人も見えざれば、こは如何にといふ處に、遠見の者馳せ來りて、上方勢は、一戸の姊帶より、東の山中を押行き候。是に御入り候ては、敵に通路を取切られなば、殆ど難儀たるべし。本城へ御引取、然るべしと申しければ、各、取る物も取合へず、我れ先と、九戸の城へ引退きけり。

### 諸軍勢陣取并城攻の事

諸勢、九戸の城の東西南北へ攻近付き、各、攻口を定め、向陣をぞ取られける。先づ蒲生忠三郎氏郷は、松村といふ所に、敵の城をば良に見なし、城より三町程引下りて、未申の方に陣を張る。淺野彈正少弼長政は、城の本丸より北の方八幡の宮は西に當る五町餘隔て、八幡の前に陣せらる。井伊兵部少輔直政は、城の東北、上野といふ所に陣

を取る。今の九日町堀尾帶刀吉晴は、長政の陣と續き、同じく陣を取りにけり。又津輕右京爲信・秋田城之介實季・小野寺遠江守義道・仁賀等の軍勢は、本城より辰巳の方若狭館に向つて、穴手といふ所に控へけり。松前志摩守は、夫より東へ續き、段々に備へらる。南部大膳大夫信直は、城の東の方猫淵澤を隔て、其間六七町もやあるらん所に陣を取りて、城を目の下に見下し、諸軍に勝れて見え給ふ。各、役所を構へ、陣々を備へらる。或は龍陣・蛇陣・魚鱗・鶴翼等の陣、家々の紋付ける白旗・赤旗、雲霞の如く秋風に翻へる。堅甲利兵は、尺地も餘さず充滿す。抑、九戸城と申すは、三方は猫淵川・白鳥川・高淵川とて大川あり。切岸高くして石壁數十丈、屏風を立てたるが如く、後は峨々たる高山に連り、其間堀を深く掘切りて、岸の上には、築地を高くして、屏強く塗り、矢狭間繁く切り、其上に高櫓を搔竝べ、本丸の外に、松の丸。若狭館・外館・三の丸、其構段々に要害を形取り築きたる城なれば、たとひ幾千萬騎の勢にて攻むるとも、容易く落つべしとは見えざりけり。城主九戸左近將監政實は、諸方の持口へ駆廻りて、諸大將へ色代し、此處彼處と下知しけり。其日の裝束に

は、萌黃の直垂を著し、紺綴の鎧・龍頭の甲の緒を締め、三尺五寸ありける鷲の子といふ黒塗の太刀を帶きて、葦毛の駒の太く逞しきに、厚總の鞶懸けて牽かせけり。自餘の大將分には、櫛引河内清長・同左馬助清政・七戸彦三郎家國・久慈備前守政則・舍弟中務同主水・大里修理亮・大湯四郎左衛門。其外外様の人々には、美濃立蕃貞繼・坂本雅樂助・仲光・鼻山右衛門佐師泰・島森安藝・同主膳・中野造酒・花崎彌十郎・上野左衛門佐・工藤右馬助・高家將監・晴山治部少輔。軍大將には、圓子金五郎竝弟咄江彌介・晴山立蕃・二男長内傳左衛門・堀野彦兵衛・江刺家一熙齋・工藤新十郎・野田金吾・坂本新吉・伊保内美濃・山根彦左衛門・宮野彌三郎・二戸一休齋・輕米兵右衛門・岩崎越中・奥寺右馬助・夏井久膳・大野彈五郎・三日市越中・車門小左衛門・諭訪新右衛門・小袖彌七郎・二子喜右衛門・大野彦太郎・種市傳左衛門・大森左馬助・長内正兵衛・鳥屋孫助・高坂肥前・鳴海刑部・妙見寺澤別當・小田子民部少輔・南館立蕃・横澤左衛門尉・野邊地久兵衛・天馬館源左衛門・和田覺左衛門・大浦主殿之前・新館兵部・花松左近・少有戸喜右衛門・戸伊良監物・築田甚兵衛。是等を始め、究竟の兵三千餘騎、弓・鐵炮・槍・長刀、得

物々々を取揃へ、甲の星を輝し、馬の腹帶を堅め、弦喰ひしめし、矢束解いて押突げ、大鏑・小鏑に玉薬を添へて、敵寄するをこそ待ち居たれ。明くれば八月廿五日辰の刻に、東西南北より、寄手の大勢、稻麻竹葦の如く打圍んで、鯨波を揚ぐれば、六種忽に震動し、山岳須臾に押擢けて、大地も崩るゝかと夥し。城中にも追手・搦手・同じく闘を合せたり。鯨波の聲三度揚げて矢合し、竹束を突寄せ、石火矢を仕懸け、鐵炮を打懸くれば、城中よりも我れ劣らじと打返す。寄手は目に餘る大勢なれば、敵を思ひ侮り、矢面に進み、切岸に續いて登らんとする所を、屏の中より究竟の射手共、弓・鐵炮を揃へて、散々に射撃ちければ、一放に二人三人、矢庭に打倒され、或は手負ひて引退くもあり。斯りしかども城中には、口手をも負はず、矢の一筋も沙汰せず。敵攻上れば追下し、引退けば城に入りて、静まり返つて居ければ、始め思ひしに事替り、侮りにくしとて、只遠攻にせよと、數千挺の鐵炮を、つるべ打にすくめけれども、城中少しも弱りたる色なれば、諸勢憫れて見えにけり。氏郷・蒲生忠左衛門を召して、如何様城中に、鐵炮の上手多くありげなり。何ぞ的を立て、打た

せて見られよと仰せければ、畏り候とて。傘を開き、大音聲に、昔元暦の合戦には、扇を的立てるとかや。今は末世になりて、傘を的立つるぞ。我と思はん人は、之を打たれ候へと呼ばはりければ、城中の人多き中に、工藤右馬助業綱といふ者、進み出でて、あな珍らしの御的や。さり乍ら何處なりとも、所を定めて仕るべしといひければ、何處なりとも、打ちたらんを勝とはせで、矢坪を好むやさしさよと、玉虫にてはあらねども、矢坪をさゝんと戯れて、其儀ならば、島を打たれ候へと呼びければ、たとひ針を下げたりとも、目に見ゆる程ならば、やはか外す事あるべきかと、廣言吐いて見渡せば、其間百間計りあらんと覺えたり。業綱鐵炮を取直し、暫ためてどうと放せば、慙たず傘の島を射たり。あゝ仕たりと、暫くどよめき渡りけり。さる程に諸軍勢、鐵炮を打つのみ計りにて、仕出したる事一つもなし。先手の大將仰せけるは、いかに要害よければとて、是程の小城一つ攻め兼ねて、數萬の軍勢、徒に守り居ること安からぬ。其上奥の者共に、上方勢の癖として、口兵法は上手にて、詰の勝負叶はずして、只遠攻にしたるなどと笑はれん事、後代迄のは上手にて、詰の勝負叶はずして、只遠攻にしたるなどと笑はれん事、後代迄の

名折なるべし、一命を擲たば、などかは一攻攻めざらん。時刻移さず攻上れや者共と、下知せられければ、逸雄はやうをの若武者共、竹束・持楯投捨て、堀崖ともいはず、えい聲を揚げ、かづき連れてぞ攻上る。切岸高くして巖さかしければ、徒立になりて、滑なる苔の上を、爪を立て木の根に取付きて、巖を傳ひ屏際へ攻寄り、乘越えんとするを、城中の兵共、槍・長刀を揃へ、突落し突倒し、櫓の上・狭間の蔭より、弓・鐵炮を打懸くれば、時の間に、手負・死人四五百人に及びけり。淺野彈正少弼、此形勢を御覽ありて、則ち飛驒守へ使者を立て、此城を力攻にては、人多く討たるゝ計りにて、さのみ利あるまじ。先づ城攻をば、暫く御控へ然るべしとぞ仰越されける。是に依つて氏郷、軍勢を打上げ本陣へ引返し、只陣所を堅く守り、弓・鐵炮を打違ふ計りにて、更に勝負はなかりけり。八月末つ方九月初に至る迄、空しく日數を送りけり。

## 長政の謀にて九戸落城の事

寄手大勢なりと雖も、城は究竟の要害なれば、輒く落つべき様もなし。斯りければ

諸勢、難儀に及ぶ事こそあれ。分内狭き所へ、六萬餘の大軍、入りたる事なれば、運送の便もなく、次第々々に兵糧滅して、飢に臨む者多かりけり。是に依つて諸大將、一つ所に集り、色々評定ありけるは、城中只今の如くば、輒く落つべしとも覺えず。さあらんに於ては、味方兵糧乏しければ、久しく相支へ難かるべし。さありとて急に攻落さんには、人數若干亡ぶべし。いかゞはせんとある處に、井伊兵部直政、進み出で申しけるは、城中も、味方の大軍に押されて、退屈氣出でぬ事あるまじ。何であれ、一通り政實を賺して御覽せよと、申されければ、彈正を始め、尤と同せられ、其儀ならば、信直を呼びて、城内へ縁を求め然るべしとて、大膳大夫へ使立つ。信直頼て出でらるゝ。長政曰く、最中時分よければ、城中へ手を入れ見んと存候。夫に就き城内へ言寄るべき者、餘人は覺悟せず、御分の御内になりとも、又他になりとも、思ひ當りたる者を、早く才覺あられよと申されければ、信直、さん候。私内に中野修理と申す者候。是は九戸が弟にて候へども、只今は敵味方と相別れ候へば、いかゞあるべく候や。又當所に、長光寺と申して、會下寺候。是は九戸が

菩提寺にて、日頃此僧の申す事をば、政實も承引仕候由、出家の事にて候へば、城中へ入り候はんにも、何の障あるまじく候。是はいかゞ侍らんと申されければ、人々夫こそ究竟の使なれ。さらば書札を認めよと、謀狀を書かれけり。扱此長光寺を、彼彈正殿へ呼出し仰せけるは、和僧存の如く、九戸斯く數日籠城し、諸人を相煩はせし條、謂なき事なり。仔細は、天下を敵に請けて、いか程防ぎ戦ふといふとも、何ぞ本望を達せん。終には城を攻落されて、皆々誅戮を蒙り、一門郎従迄も滅却せん事、豈不便の次第にあらずや。併し九戸、元來天下に對して、逆意を企つるにもあらず。然れば早く降参し、前非を改め、京都へ上り、右の趣訴へ申さば秀吉公もなどか御承引なかるべき。其上諸大名某共が申し様に依つて、死罪・流刑迄も及び候はじ。よしなき謀叛人となつて、一跡を亡さんよりは、戦を止め、降人となりて出づべし。若し此旨同心なきに於ては、是非攻果すべく候間、此段和僧城中へ入りて、口談申さるべし。尤諸大將よりの状も候とて、各、印判をする、長光寺へ渡さるる。和尚たばかるゝとは夢にも知らず、之を誠と思ひ、御意の趣・誠に感じ入存候。

然らば愚僧城内へ罷越し御覽の通り、政實に具に語り申すべしとて、則ち座を立ち、直に搦手の門外へ行向ひ、城中へ物申さんといひければ、其手の持口七戸家國、小門を開いて、長光寺を内へ入るれば、頓て政實の前へ出でられ、彈正殿仰の旨を、懇に相演べられ、件の状を取り出し、政實に渡されけり。政實之を見れば、其状に曰く、一翰令宣達候旨趣は、今度曳請大軍、籠城堅固に被相支候。併天下を敵に請而、爭達本懷哉。須本丸を推崩し、一々首を刎ねん事不可廻踵。希政實早令降参、對天下而逆心無之條、京都へ登り訴可被申。然者一門郎從迄も扶身命、且又勇武之趣達上聞被感其功、還而被宛行所知者歟。依是兼而啓案内。

とぞ書かれり。政實此狀を拜見申され、櫛引河内・七戸彦三郎・久慈備前守・大里修理等の宿老を呼びて、長政よりの口上の趣、彼の状の體を示されけるに、何れも大切の儀なれば、是非の端をいふ者なし。政實申されけるは、彈正殿仰の如く、元來天下に對しての逆心にあらず。彈正殿さへ納得に於ては、降参の者を死罪・流罪せらるゝ迄はあるまじきかと存候。其上我身事は、思ひ定むる上は、是非に及ば

す。あの十一歳になる龜千代をば、何とか仕らん。命生きて、いかならん野の末・山の奥にも、住むとだに候はゞ、我が身は首を延べて斬らるゝとも、少しも厭はずと申されければ、何れも尤にて候と申しけり。其中に舍弟彦九郎實親、進み出でて申しけるは、御詫尤に候へども、上方の習として、弓矢を以て敵を討つ事は候はず、唯謀計にて、骨折らず人を倒し候由。去年北條殿も、左様謀り候故に、小田原の城は落ち候なれ。其上彈正こそ、命を抜けられ候とも、信直よも免し申さんや。所詮侍は、死すべき所にて死せざれば、必ず後悔あるものと承り候。只今城を枕として、清く討死を蒙らば、名は後代に留りて、なき跡までも香しかるべし。何れもは何と思はれ候やと、憚らす申されければ、暫く是非する方なし。良ありて長光寺申されけるは、彦九郎申さるゝ段、一理なれども、流石彈正殿程の侍が、出家に向ひ、偽すべきにあらず、其上降参せば、相抜けらるべしと申さるれば、信直自分に殺害あるべきや。兎角天下を敵に請けて、萬に一つも遁れんや。一人の覺悟故、萬人を殺さん事、且は佛神の尤も深かるべし。一旦敵に降り、身命を全うし、子孫の後榮

を残すは、是又孝行の道ならずや。平に怨害の心を止めて、何れも御請申され、然るべしと申されければ、人は毎に易につく習、皆尤と領掌して、降参仕るべき由、返事をぞしたりける。長光寺頗て城外へ出で、直に彈正殿御陣所へ參り、長政に謁して、仰の通り具に申聞け候へば、九戸を始めて、一門郎従に至る迄、皆々感悦仕り、降参申すべきにて候。さり乍り貴公には、九戸一類の命、抜け置かれんつれども、信直定めて日頃の鬱憤を以て、後日に討果さるべく候。若しさもなからんに於ては、降参の儀仔細候はずと、申上げられけり。長政の曰く、其段は、私、信直へ斷り、以後迄仔細之なき様に、申渡すべく候間、先々罷歸られ候へと仰せられければ、長光寺は退出す。頗て長政より、信直へ使者にて、申談すべき事の候。早々是へ御入候へとあれば、信直則ち參られける。彈正殿、右のあらまし委しく御物語ありて、先づ謀の爲めなれば、何様にも其意を得らるべしとて、扱長光寺を呼ばせられ、城中の者共氣遣の處、信直へ堅く申渡し候間、心易く存すべきなり。夫に就き、先づ禮儀の爲なれば、大將分の者は下城仕り、諸軍勢は皆々二の

丸へ移り候様に、申さるべしとて、則ち家從淺野六右衛門を、長光寺に差添へ、城中へ入れられけり。和尚、城内へ入りて、件の趣相演ぶれば、城中異議に及ばず、本城を開渡す。大將分は、下城あるべきに極り、蒲生氏郷の手へ、本丸を請取られ、總人數は、皆々二三の丸へ移りけり。九戸左近將監政實は、甲を脱ぎ頭を剃りて、降人に出でられしかば、櫛引河内兄弟・七戸彦三郎・久慈備前守兄弟三人・大湯四郎左衛門・大里修理、降人となりて、九月四日に九戸を下り、彈正殿御陣所へ參りけり。降人の作法なればとて、兵具を請取り、囚の如くにて、一間所へ押籠められ、稠しき番を附けられて、後悔すれど甲斐ぞなき。氏郷諸軍に向つて、若し落つる者あらば、洩らさず討取るべしと下知せられければ、城の外へ逃出づるをば、一々に射伏せ切り〔脱字ア〕、一人も扶かる者なかりけり。彦九郎實親は、始より降人に出でまじと、思ひ切つたる事なれば、あはれ我に同心の者あらば、城を踏へて一戦し、討死を遂げんものといひけれども、既に大將さへ下城あれば、其外誰かは殘るべき。されども一人なりとも、本城を守りて、自害をせんと思ひ定めて居たる所に、彈正殿より、

様々手を分け、命に於ては仔細あらじ。平に下城し給へと、頻に勧められければ、安危の兩端を含みながら本城を下りて、二の丸に居たる所を、氏郷の軍勢共、本丸より鐵炮にて打殺しけり。殊に哀を止めしは、政實の北の方竝一子龜千代にて、諸事の哀ぞ増りける。既に本城へ敵亂れ入りしかば、途方を失ひ、落人にかい紛れ、母上は、龜千代が手を取りて、城の外へ出でけるを、氏郷の勢の中より、情を知らぬ武士共、頓て之を召捕りて、氏郷の御陣村松へ引き參る。氏郷、頓て外池甚五左衛門に仰付けられ、首を刎ねよとありしかば、承るとして、後の森へ引出し、太刀取後へ廻りければ、母上暫しと押止め、少しの暇たび候へ。心靜に最後の十念し、其後討たれ申すべきと、泣くく龜千代に近付き、構へて未練にばし見え候な。西に向ひ手を合せ、南無阿彌陀佛と唱ふれば、必ず淨土へ迎ひ取り給ふぞと、教へられければ、龜千代、おとなしやかに合掌し、念佛申して、早討ち給へといひければ、外池後へ廻りけるが、誠に容顔美麗なる小兒の、細き手を合せて、畏り居たるを見て、流石に哀とや思ひけん、暫し討ちもやらざりけり。之を見し者、殊に袖を絞らぬはなかりけり。

母上申されけるは、某より切られ申すべき事、順にて候へども、幼き者、母が討たるを見ば、驚き申すべく候間、先づ其子を疾く切つてたべと勧めければ、外池は、太刀を振ると見えしが、首は前にぞ落ちにける。其後母上も、守刀を取出し、自害し伏し給へば、二つの首を取りて、氏郷へ御目に懸くれば、氏郷より長光寺へ、弔ひ候へとて送られけり。其外九戸一族郎従の分、悉く二の丸へ追籠められ、四方より火を懸ければ、折節風烈しく、陣屋々々に吹懸りて、程なく猛火の焰を巻きて、烈烈たる火を遁れんと、逃出づる者をば、弓・鐵炮・槍・長刀にて打留むる。刃に恐れ逃ぐる者は、焔に咽んで焦れ死す。老若男女泣き叫ぶ聲は、有顯の雲に焦れ、阿鼻無間にも徹しぬらん。刃傷呵責の有様は、牛頭・馬頭・阿房羅刹、罪人を呵責するにも、斯くやと思ひ、目も當てられぬ形勢なり。數代繁昌の九戸、忽ち一時の灰燼となりてぞ失せにける。

### 上方勢段々上り給ふ事附平泉舊跡一見ある事

上方勢段々上り給ふ事附平泉舊跡一見ある事

さる程に、九戸平均に打從へければ、加勢の大將、次第々々に上り給ふ。今度當所の騒動に付きて、地下・百姓も散々に成行きければ、元の如く安堵せしむべき旨、所の名主へ相觸れらる。其高札に曰く、

札

當所へ百姓・地下人等悉可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>還住。聊不可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>非分之儀<sub>一</sub>條、可<sub>レ</sub>歸住者也。

天正十九年辛卯九月六日

淺野彈正少弼

堀尾 帶刀

井伊兵部少輔

羽柴 忠三郎

淺野彈正少弼長政も、已に上らんとし給ふ處に、爰に加賀の羽柴筑前守利家卿より、彈正殿へ使者として、内堀四郎兵衛を遣され、則ち三戸へ到著しけり。利家よりの御斷に依つて、和賀・稗貫の兩郡を、南部へ相渡され、又九戸籠城生捕の者共をも、一々南部へ相渡され、首を刎ねられけり。扱又羽柴・氏郷は後に残りて、九戸の

城普趣申付けられけり。斯くて淺野長政は、九戸をば平均に打治め、政實を始め降参の輩を召され、九月八日糠部を立ちて、同十二日稗貫鳥谷ヶ崎に著き給へり。南部信直も、鳥谷ヶ崎迄、御見送りに出で給ふ。彈正少弼・信直へ仰せけるは、此所は大境なれば、誰にても家中に於て、さあるべき者居置かれ、然るべしと宣ひければ、信直も案じ煩ひけり。爰に彈正の家臣淺野正左衛門重吉、進み出でて申しけるは、誰々と申すとも、北主馬介秀愛にましたる者は候まじ。當春一戸の城にて、一揆共取懸り、城中殆ど難儀なりしに、主馬一人、虚空無童に働き、唯鬼神の如くにて、近付く敵を追拂ひ、城を堅固に踏直し、翌日三戸へ注進せしめ候。斯る兵は、古今に例少う覺え候。主馬助を當城に差置かれなば、たとひ餘所より境を攻め候とも、何の仔細候まじと申しければ、彈正殿、其儀ならば、主馬助を差置かれ然るべしと指圖に依つて、秀愛を八千石の進退になされ、鳥谷ヶ崎へ城主に居るられ、和賀・稗貫の下知をなす。扱彈正少弼は、九月十三日に、鳥谷ヶ崎を打ち上り給ふ。其頃三好中納言秀次卿、關白の仰に依つて、奥州へ下向なされ、伊達左京大夫政宗の本

秀次家康  
奥州下向政實別せ  
らる

領米澤を召上げられ、葛西・大崎を所替仰付けられん爲め、家康公と御同陣にて、御下向なされけり。政宗は、秀次公御下向を傳聞きて、登米より打ち上られしが、二本松にて、秀次公御目見なされ、夫より御先打して下られぬ。秀次卿は、三の磁に御在陣。家康公は、岩手山に御陣ありて、奥筋御仕置ありけり。淺野長政は、三の迫の御陣へ参り、九戸退治の趣、言上申されければ、秀次卿御感悦斜ならず、急ぎ九戸徒黨等誅戮して、關白へは、首にて御目に懸けらるべしと仰出され、則ち九戸政實を始め、八人の降人、一々首を刎ねられけり。此時政實供したる者、晴山玄蕃・工藤右馬助・小笠原興八郎なり。誠に無慚といふも餘りあり。斯くて氏郷は、九戸の城普請、下知して居給ふ所に、中納言秀次卿より、御書を給はる。披いて拜見あれば、

去年より兩度の勳功、關白殿<sub>下</sub>被<sub>レ</sub>感思召<sub>セ</sub>也。依<sub>レ</sub>之田村・鹽之松・伊達・信夫・刈田、其外於<sub>ニ</sub>羽州<sub>ニ</sub>長井三郡、上下合七郡令<sub>ニ</sub>加增<sub>セ</sub>畢。永代可<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>案堵<sub>セ</sub>者也。仍如<sub>レ</sub>件。

天正十九年辛卯九月二十日

氏郷頂戴ありて、御悅限なし。前後合十九郡御所領なり。夫より氏郷は、三戸へ陣を寄せられ、一日御逗留ありしかば、信直、色々御馳走なされけり。此時氏郷の御妹を、嫡子彦五郎利直へ進せらるべき御約束あり。扱九戸の城普請出來せしかば、城をば信直へ渡され、十月上旬に、九戸を發足なされけり。さる程に三好中納言秀次卿、奥筋御仕置仰付けられ、夫より平泉御一覽あるべしとて、御馬を寄せ給ひ、先づ古老的嚮導を召出され、所々の舊跡を尋ね給ふに、一々由來を申しけり。先づ櫻川といへるは、昔秀衡が居住の頃、海道は北上川の東にてありける津渡に、船橋を架けて往還す。夫より上兩岸に、櫻を多く植ゑ並べける故に、花の頃、落つる川水に亂れ散りて、宛ら錦を洗ふ紅の如し。故に櫻川とは申せしなり。又秀衡が居住せし館は、高館より南東に當りて、其跡僅に荒れ残れり。昔北上川、東の方長部山の麓を流れしに、川水次第に西に寄りて、今は大方秀衡居城の跡を缺け失へり。又高館は、舊民部少輔基成の居城なりしを、判官殿御下向の後、此所へ移し申せしとなり。其外伽羅御所・猫間淵・康衡屋敷・龜井が墓・辨慶櫻・手懸の松、所々を御覽あり

て、關山中尊寺に入り給ふ。院主急ぎ迎へ入れ奉り、其後中納言、古老の僧を召出され、當山の由來御尋ありけるに、抑當山と申すは、人王五十四代仁明天皇御宇嘉祥年中、慈覺大師、始めて御草創ありしより以來、人王七十三代堀川院長治二年、勅願として、左少辨富任卿、綸命を含まんと、此所へ下り、清衡に仰せて、堂塔伽藍を建立し給ふ。同七十四代鳥羽院、相續いで前朝御願を送られん爲に、清衡に宣旨を下され、關山中尊寺・南谷毛越寺等、悉く作り磨かせ給ふ。中尊寺に於ては、大釋迦堂・文殊普賢堂・大長壽院・金色堂は、天仁二年に出來す。其外鐘樓堂・經藏、此經藏は長治二年に建立出すなり。紺紙金泥の一切經は、清衡奉納なり。紺紙銀泥一字交の一切經は、基衡の奉納なり。秀衡の奉納には、唐本馬糞紙の一切經。右三色迄納り候。其外塔佛閣、算ふるに違あらず。總じて僧坊四百餘所なりしが、今残なく頽廢すと申す。秀次公、夫より南谷醫王山毛越寺を見給ふに、先づ金堂九間四方、本尊は丈六の藥師佛、運慶が作なり。講堂の本尊は、胎藏界の大日、常行堂には摩多羅・貞面・彌陀の三尊。法華堂の本尊は千手觀音。廿八部衆・經藏・鐘樓鼓樓。南

大門の仁王像は、慈覺大師の御作なり。又嘉祥寺は、御本尊丈六の藥師佛。基衡・秀衡父子二代の再建立とかや。大阿彌陀佛は基衡、小阿彌陀佛は基衡の妻安倍の宗任が娘の建立なり。此外辨財天の堂・千手堂・日光花立。金峯山本尊は藏王權現。無量光院北の方には、新熊十二箇所。吉祥寺金鷄山東の方には白山日吉。南の方には祇園の社・王子の宮。護摩堂の本尊は大聖不動明王。西の方には稻荷天神・新山權現・慈覺堂・西明寺の屋敷の跡。是は義經の御子龜若殿の御事なり。國衡が屋敷・高衡が屋敷の跡並に正八幡の宮、總じて僧坊七百餘所、七寶莊嚴の卷柱、十六本迄ありとかや。斯る佛法繁昌の靈地、今は昔に引替へて、堂塔伽藍も頽敗し、玉樓金鋪の粧も、時諸共に消え果て、昔信夫の摺衣、亂れ果てたる浮世とて、誰れ取立つる事もなし。荒れのみ増さる有様は、誠に涙勝なる眺なり。中納言、夫より最上へ御馬を寄せられければ、最上出羽守義光、さまざまに奉り、其上寵愛のおこまの御方を、秀次卿へ參らせらる。是は扱置き中納言家康卿は、玉造郡岩手山に御逗留ありて、岩手山・佐沼の二箇所御再興なされ、普請出來しければ、右の城共政宗へ相

渡され、九月の末に上り給ふ。是に依つて、伊達政宗の家中長井・伊達・信夫・田村・鹽の松に徘徊せし諸侍、妻子從類引連れて、岩手山に引移る。扱奥羽二州太平に治まりしかば、天下始めて一統して、翌年文祿の年より、朝鮮國迄從へ給ふ。秀吉公の御威光、古今例少なき事共なり。斯くて南部信直は、九戸の城を其名を改め、福岡と號し、御居城にぞなされける。

淺野彈正殿舍弟淺野平左衛門又平右衛門一節あり。九戸の隙中より、稗貫郡鳥谷ヶ崎の町瀬川清助方への状には、九月朔日より、諸勢一戸へ馳付け、其日二三個所跡潰し、同一日當城へ取付き、竹束石火矢仕置き、毎日攻め候。九戸、頭を剃りて降人に出で候。櫛引も同前にて、九月五日の日限なり。

### 南部領、郡村の覺

郡村名

岩手郡三十六郷

盛岡本郷 帜子村 沼宮村 田頭 堀切 御堂 松尾

手代森	門	安庭	米内	浅岸	新城	川目
黒川	新堀	篠木	大澤	瀧澤	滴石	平笠
上田	仁王	田山	王山	葛巻	野田	寺田
荒谷	日ノ戸	一方井	荒木田	向中野	大釜	鹿妻
和賀郡四十四郷						
二子	轟木	笹間	藤根	飯豊	滑田	成田
江駒子	鳩岡崎	横川目	立川目	長沼	岩崎	煤孫
山口	澤内	鬼柳	黒澤尻	糠塚	更木	立花
黒岩	浮田	平澤	中内	湯澤	安俵	土澤
十二ヶ	晴山	小山田	谷内	田瀬	毒澤	倉澤
成島	小萱生	臥牛	落合	高木	小船渡	矢澤
卷袋	邑寄					
稗貫郡四十郷						

花卷川口	萬丁目	湯口	鉛	ひざ立
豊澤圓滿寺	大畑鎧倉	山井瀬川	寺林	臺
金屋湯本	石鳥屋	好地	北湯口	大興寺
松林寺八幡	關口	根澤	根澤	木曾路
宮ノ目新堀	達曾部	五大堂	柏葉	似内
龜ヶ森大迫	八重畑	猪鼻	似内	
志波郡三十二郷	赤澤	木曾路		
郡山目詰	佐比内			
長岡犬呼森	遠山			
松本片寄	江栖			
十日市飯岡	煙山			
根左茂砂子澤	平澤			
鹿角郡十八郷	廣宮澤			
見前高田	藤澤			
長牛尾去	黒川			
西道	高田			
閑伊田大鏡	平澤			
卷間根釜石	富澤			
賤鶏小山田	德田			
田渡荒澤	間ノ野			
崎山刈屋	大萱生			
乙部小本	乙部			
淺内鎌津田	大里			
久慈野田種市	小坂			
閑伊郡の内九戸十八郷	吉里			
閑伊郡四十六郷 <small>但閑伊郡百二十郷の内なり</small>	船越			
久慈野田種市	石鳥屋			
小國	小枝指			
大野	大里			
鮎口圓子	小坂			

高家	山田	輕木	江刺家	澤里	葛	江刈
山谷	繫	長内	長興寺			
閑伊郡の内二戸郡廿四郷						
淨法寺	一戸	福岡村	金田市	海上	野上	石切所
白鳥	上計米	米澤	堀野	鳥越	檜山	小鳥屋
小繫	月館	出町	津澤	姉帶	冬部	丹藤
中山	根爪	平糠				
閑伊郡の内三戸郡十四郷						
櫻内	古牧	山口	關	遠瀬	柳澤	石龜
種子	計賀	笞米地	八戸	櫛引	七ツ崎	田子
閑伊郡の内北郡十八郷						
五戸	六戸	七戸	奥瀬	米田	下田	
吉田	切田	福田	傳寶寺	田名部	横濱	
仙北町	川原町	穀町	六日町			
鍛冶町	紙町	京町	油町	寺町	馬町	
森町	久慈町	大工町	八幡町	肴町	紺屋町	
上田通	厨川通	向中野通	滴石通	假岡通	見前通	
郡山通	西根通	東根通	紫野通		澤内通	
花輪通	田名部通	毛馬内通	萬丁目 二子通 高木安俵	大迫通	徳田通	大鑓通
志波の内南部遠江守殿御領地に御代官一人				五戸通	野邊地通	

御城下より所々へ出口道法駄貢付

南部領郡村の覺

盛岡御城より仙臺領へ行くには志波郡山二日町へ三里卅四丁十一間百廿三  
國所より秋田海道田頭村大更町へ六里廿五丁六間二百九十九  
同所より澤田海道滴石町へ四里八丁六間百三十一  
同所より遠野海道乙部へ但志波よ二里三十四丁六間八十八  
同所より田名郡津輕海道瀧民へ四里二十七丁一間百五一  
同所より閑伊郡海道築川へ四里二丁十四間百三十四  
同所より北郡海道藪川へ十里五丁五十七間三百二十七  
所々入口御番所

仙臺通鬼柳

津輕通馬門

秋田通松山

## 天正南部軍記 終

大正六年十二月八日印刷

大正六年十二月十一日發行

國史叢書  
天正南部軍記全

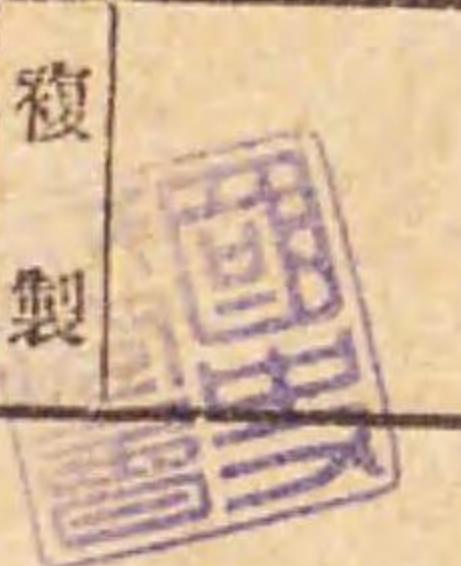
定價金一圓二十錢



編行者兼

右代表者

不許



印刷者

今

村

社

櫛

勝

文

友

吉

印 刷 所

東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地

發行所 東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地  
振替貯金口座 東京二七〇二四番地

國史研究會

